

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について (入れ墨の禁止関係)

1 改正の概要

(1) 入れ墨を施す行為の禁止

- ア 青少年に入れ墨を施す
- イ 青少年に入れ墨を受けさせる
- ウ 青少年に入れ墨を施し又は受けさせる行為のあつせん

(2) 場所提供の禁止

- ア 青少年に入れ墨を施すための場所の提供
- イ 青少年に入れ墨を施すための場所のあつせん

(3) 罰則

- ア 入れ墨を施す行為の禁止違反 … 50万円以下の罰金
- イ 場所提供の禁止違反 … 30万円以下の罰金

2 施行期日

平成25年2月1日

3 条文(該当箇所抜粋)

(入れ墨の禁止)

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

八 前条に規定する行為

第五章 罰則

第二十八条の二 第十九条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第二項、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者

第三十一条 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十六条第二項、第十七条の二、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第一項若しくは第二項、第十九条の二、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十八条から第二十九条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。